

# 再就職手当とは??

基本手当の所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

支給額は、所定給付日数の3分の1以上を残して就職した場合は、支給残日数の60%、所定給付日数の3分の2以上を残して就職した場合は、支給残日数の70%に、基本手当日額を掛けて得た金額になります。

※ 再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

給付日数	支給70パーセント(残2/3)	支給60パーセント(残1/3)
90日	60日	30日
120日	80日	40日
150日	100日	50日
180日	120日	60日
210日	140日	70日
240日	160日	80日
270日	180日	90日
300日	200日	100日
330日	220日	110日
360日	240日	120日

支給残日数によって給付額が決まる。



早く就職した方が再就職手当の額は多くなる

(ただし給付制限中に就職の場合は同額に)

